

熊本県個人情報保護条例改正案、新旧対照表

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第35条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「5人」を「6人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

(3) 前2号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関する重要事項を調査審議すること。

第36条第2項中「前条第2項から第5項まで」を「前条第4項から第6項まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

第47条中「第35条第5項又は第36条第2項の規定により準用される第35条第5項」を「第35条第6項（第36条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される熊本県個人情報保護制度審議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の第35条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に当該審議会の委員である者の委員としての残任期間の末日までとする。

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)新旧対照表

旧	新
<p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合は、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるもの)として実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合は、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるもの)として実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p>

<p>(4)～(8) (略)</p> <p>(個人情報保護制度審議会) 第35条 (略) (新設)</p> <p>2 前条第2項から第5項までの規定は、審査会に準用する。</p> <p>第47条 第35条第5項又は第36条第2項の規定により準用される第35条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(4)～(8) (略)</p> <p>(個人情報保護制度審議会) 第35条 (略)</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>3 審査会は、委員6人以内をもって組織する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(個人情報保護審査会) 第36条 (略)</p> <p>2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>3 前条第4項から第6項までの規定は、審査会に準用する。</p> <p>第47条 第35条第6項(第36条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	---